

# 山縣市小口融資に関する 制度改正のお知らせ

中小企業信用保険法の一部改正が平成30年4月1日に施行されるに伴い、山縣市小口融資に関する制度も下記のとおり変更されます。

	現 行	平成30年4月1日から
融資限度額	1,250万円	2,000万円
借入期間	96箇月以内	120箇月以内 ※均等月賦返済の場合、1年以内で元金償還据置可



ご不明な点等についてのお問い合わせは商工会事務局  
または山縣市役所 まちづくり・企業支援課まで

< お 問 合 せ >

山縣市商工会 ☎ 0581-22-3939

山縣市役所 ☎ 0581-22-6831